

指定計画相談支援および 指定障害児相談支援について(事業者の方へ)

令和7年8月更新

豊島区 福祉部 障害福祉課

1.特定相談支援事業及び障害児相談支援事業とは

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業は、利用者が障害サービス等を利用するときに求められるサービス等利用計画の作成等を行う事業です。その際、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することが求められます。

なお、この事業を行う場合、事業所の所在地を管轄する区市町村長から指定を受ける必要があります。

《区が指定する相談支援事業の種類と内容》

種 類	内 容
指定特定相談支援 (障害者総合支援法)	障害者（児）等からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、障害者（児）が障害福祉サービス（地域相談支援）を利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。
指定障害児相談支援 (児童福祉法)	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

《具体的な業務内容》

障害者（１８歳以上）

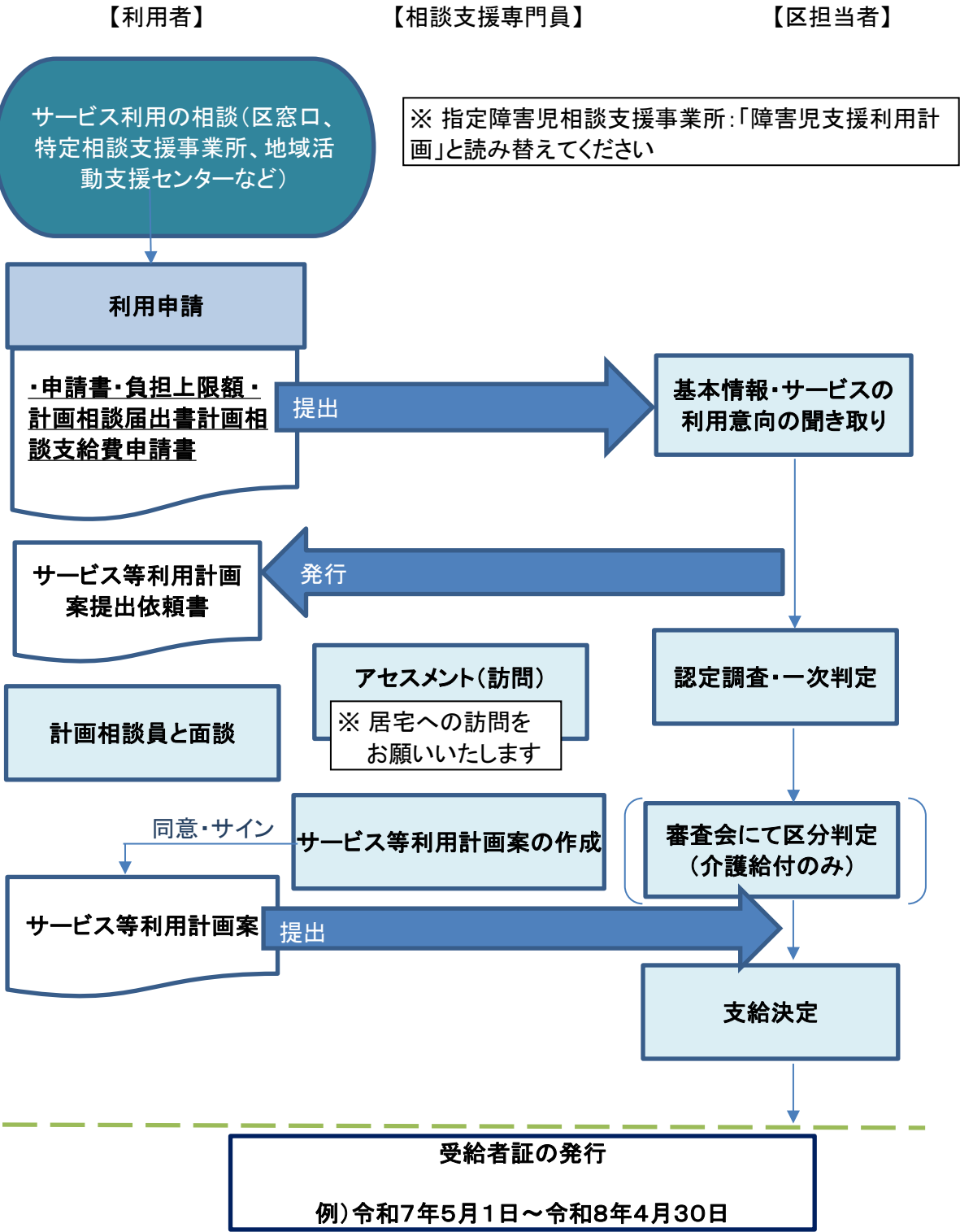
障害福祉サービス	指定特定相談支援事業者 【区が指定】
	○計画相談支援 ・サービス等利用計画の作成 （サービス利用支援） ・モニタリングの実施 （継続サービス利用支援） ○基本相談支援

障害児（１８歳未満）

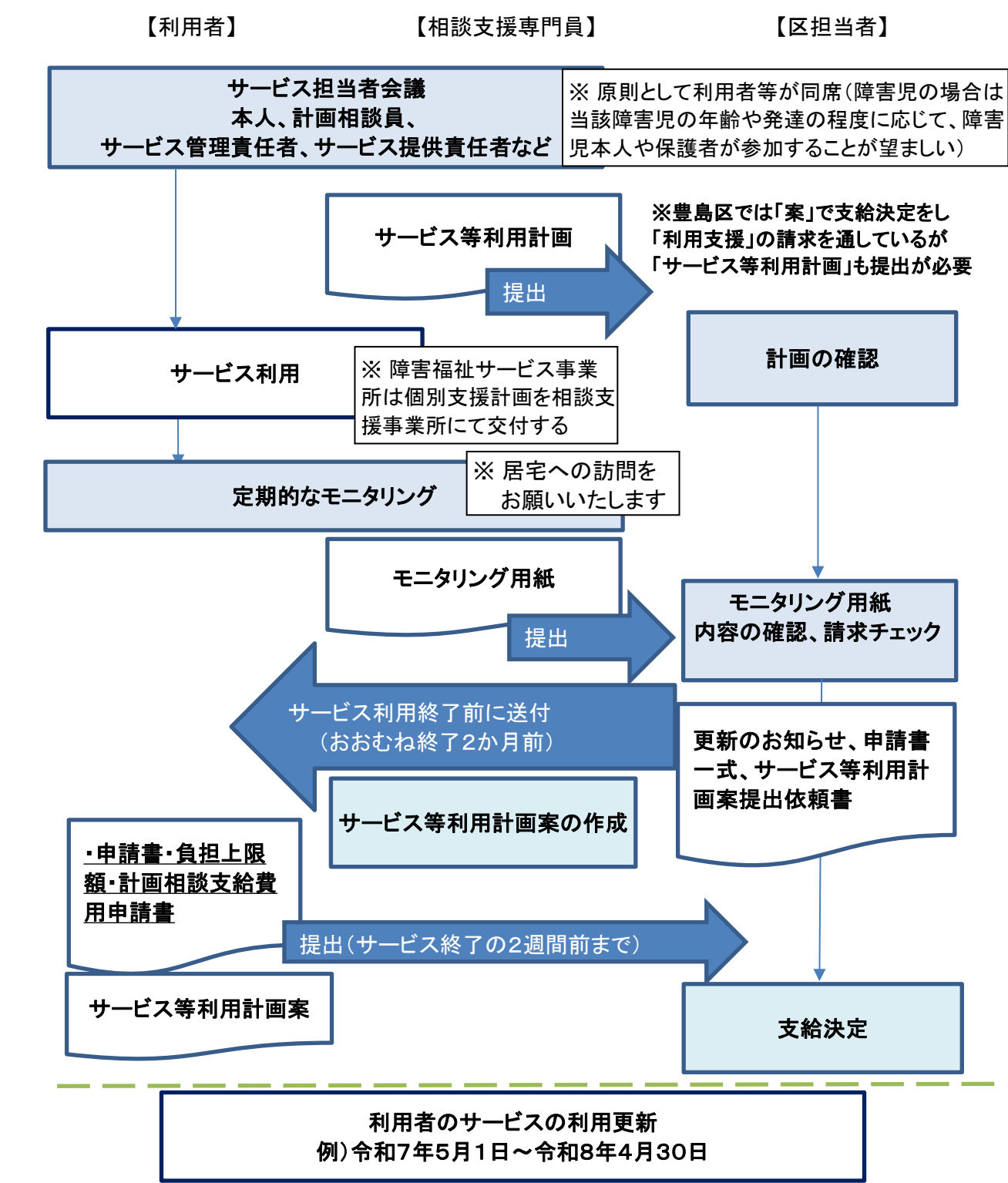
障害福祉サービス	指定特定相談支援事業者 【区が指定】
	○計画相談支援 ・サービス等利用計画の作成 （サービス利用支援） ・モニタリングの実施 （継続サービス利用支援） ○基本相談支援

障害児通所支援	指定障害児相談支援事業者 【区が指定】
	○障害児相談支援 ・障害児支援利用計画の作成 （障害児支援利用援助） ・モニタリングの実施 （継続障害児支援利用援助）

2. 支援の流れ
 ≪相談から受給者証の発行まで≫



<<受給者証発行後～更新決定まで>>



3. 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業における様式

豊島区で指定している様式はありません。

- 様式1-1 サービス等利用計画案
- 様式1-2 週間計画表（サービス利用後）
- 別紙 1 申請者情報
- 別紙 2 現在の生活
- 様式2-1 サービス等利用計画
- 様式2-2 サービス等利用計画 週間計画表
- 様式3-1 モニタリング報告書
- 様式3-2 週間計画表（現在の生活）

《支給決定に際して提出が必要な様式》

参) 利用者が申請時、区に提出

	様式 1-1	様式 1-2	別紙1	別紙2	様式 2-1	様式 2-2
支給決定前	●	●	●	●		
支給決定後					●	△※

○計画相談支援
依頼(変更)依頼
書

※は変更がある場合のみ提出が必要

《通常モニタリング後に提出が必要な様式》

	様式 3-1	様式 3-2	様式 1-1	様式 1-2
モニタリングで計画 変更なし	●			
曜日の変更や支給量の変 更 (支給決定は必要なし)	●	●		
支給量の変更 (支給決定の必要あり)	●	●	●	●

参) 変更申請の時に利用者が区
に提出

→利用者は、変
更申請が必要で
す。

○介護給付費訓練
等給付費地域相談
支援給付費支給申
請書(変更)

《終期月モニタリング後に提出が必要な様式》

	様式 1-1	様式 1-2	別紙1	別紙2	様式 3-1	様式 3-2
現状のサービスをそ のまま更新	●	●	●※	●※	●	
変更あり	●	●	●	●	●	●

※変更がなければ提出を
省略可能

《計画相談事業所の変更時に提出が必要な様式》

	様式 3-1	様式 3-2	様式 1-1	様式 1-2
サービス内容を継続	●			
サービス内容に変更あり (支給決定は必要なし)	●	●		
支給量の変更 (支給決定の必要あり)	●	●	●	●

参) 利用者が申請時、区に提出

○計画相談支援
依頼(変更)依頼

4. モニタリング期間について

区市町村が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定めます。

- ① 障害者等の心身の状況
- ② 障害者等の置かれている環境
- ③ 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥ 提供されるサービスの種類、内容及び量
- ⑦ サービスを提供する上での留意事項など

対象者		旧基準	2019年度～
新規サービス利用者		1月間	1月間 *利用開始から3月のみ
在宅の障害福祉サービス	集中的な支援が必要な者	1月間	1月間
	「平成30年度からの新サービス」 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所 就労移行支援、自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く）、 地域移行支援、地域定着支援	6月間	6月間 65歳以上で、介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
障害者支援施設、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間

関連QA （相談支援に関するQA 令和3年4月8日）問29

支給決定後、受給者証に記載した月にモニタリングができない場合は、事前に各担当者（支給決定を行った担当ワーカー）にご相談ください。（決められた月に以外の日程でモニタリングを行い、請求があげられても給付費の算定ができません。）

【問い合わせ先】

豊島区 福祉部 障害福祉課 （支給決定、障害支援担当各窓口）
〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 区役所本庁舎4階

身体障害者支援グループ	03-3981-2141
知的障害者支援グループ	03-3981-1853
児童・障害児支援グループ	03-4566-2451
精神障害者福祉グループ	03-3981-1988

5. よくある問い合わせ

(豊島区版 令和6年4月現在)

1) 事業者の変更

事業者が変更になる時に必要な手続きと提出書類について教えて欲しい。

① 終期月の場合・・・終期月モニタリングを行い計画案の作成をします。
② 支給決定期間内の場合・・・B事業所がA事業所から「申請者情報」などを引継ぎ、モニタリングを行います。請求はB事業所が「継続サービス利用支援費」の算定となります。したがって、モニタリング月ではない場合モニタリングを追加しますので各担当に連絡をして下さい。

相談支援に係るQ&Aの改正について(抄)(令和3年4月8日事務連絡)問60

2) 転入による事業所の変更

転入により計画相談を引き受けることになった。新たに利用支援の算定は可能か？

転入先が豊島区であり、豊島区で新たに支給決定をする場合は、利用支援の算定は可能です。

相談支援に係るQ&Aの改正について(抄)(令和3年4月8日事務連絡)問61

3) モニタリング用紙の提出

モニタリング報告書の提出期限について。

請求の観点からは、毎月20日前後の3日間で国保連からの請求状況と、区に届いているモニタリング用紙のチェックを行っています。したがって、請求月の20日には用紙が区に到着していることが望ましいと考えます。(例4月15日にモニタリング実施。翌月5月に請求する場合は、5月20日までは各ワーカーが受領)

区では、20日前後からチェックを開始し、請求が上がっていてもモニタリング用紙を受領していない、モニタリング月の矛盾があるなどの場合、その旨電話で連絡をしますが、期間が短いため(おおむね3日)確認が取れない場合返戻となることがあります。そのため、モニタリング後は速やかにご提出をお願いします。

4) 入院中の扱い

利用者が入院した場合、モニタリングはしなくてもよいのか。

入院中でもモニタリングは可能であれば、実施してください。また、モニタリングの結果や入院の長期化により、モニタリング期間を変更することは可能です。入院等でモニタリングが不可能な場合は、実施できない旨の理由を記録に残してください。

5) サービス変更

障害福祉サービスの支給決定を受けた後、利用者の環境変化により追加でサービスを利用しなければならなくなった。その場合新たに計画を作成しなくてはならないのか？

申請書の提出から必要となりますので、サービス等利用計画も新たに作成していただくことになります。

6) モニタリングができなかった場合

モニタリングが、本人や家族から状況を聞き取れず出来なかった場合、翌月になってもよいのか。

対象者が不在等やむを得ない事情がある場合については、翌月またはその他の月に行うことも可能です。その際は、事前に障害福祉課各担当ワーカーまで電話連絡をお願いします。

7) サービス終了時の
モニタリング

サービス終了時のモニタリングはいつ実施すればよいか？

サービスを終了する月内に実施します。

8) モニタリング追加

モニタリングを追加したい時にはどうすれば良いか。

事前に、障害福祉課担当ワーカーにご連絡をお願いします。状況により追加が必要であると判断した場合、モニタリングを追加します。モニタリングの結果、サービスの見直しが生じた場合にはサービス等利用計画案の提出をお願いします。

9) モニタリングのサイン

モニタリング報告書に本人の署名は必須か。

モニタリングは、利用者に面接しその結果を記録しなければならない、とされています。面談を対面にて行った客観的な根拠として、必要と考えています。
しかし、急な入院など、どうしてもサインが得られない状況があれば、面談場所、日時、理由を記載して頂くことでサインなしのモニタリング報告書を受け付けます。サインがもらえる状況になりましたらサインのあるものを再度ご提出下さい。

10) オンラインモニタリング

新型コロナウイルス感染症のため、モニタリングをオンラインによって行っても良いか。

新型コロナウイルス感染症のため、居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが臨時的な取り扱いとして、可能とされていましたが（令和2年5月27日厚生労働省事務連絡（第7報））。
しかし、新型コロナウイルス感染症が5類への移行に伴い、終了となっています。※なお、アセスメントについても、本来、居宅で行うことが原則です。

11) 介護保険との併用

介護保険サービスを併用している利用者の計画は介護保険のケアマネジャーが作成するのか。

原則として、介護保険のケアマネジャーが作成します。ケアプランに障害サービスも入れて作成したものの写しを提出して頂くことで「計画」とみなします。
ただし、利用者にとってサービス等利用計画案が必要とみなされる場合、計画相談対象となります。

「相談支援関係Q&A」（平成25年2月22日事務連絡） 問27

12) グループホーム体験利用

グループホームの体験利用のみでも、サービス等利用計画案が必要か。

必要です。体験利用であっても支給決定が必要ですので、サービス等利用計画案の作成をお願いします。受給者証に体験の日程も印字しますので、決定している場合は具体的にお知らせください。

13) 移動支援のみの利用

移動支援のみの利用の場合、計画は必要か。

地域生活支援事業のみを利用の場合、計画は不要です。訓練等給付や、介護給付も併給している場合は、計画に地域生活支援事業について記載をしても良いです。

14) 通所系サービス
における在宅支援

通所系サービスで在宅支援を受ける利用者について、何か提出するものはあるか。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、今後の障害福祉通所系サービス（就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所）における在宅支援の取り扱いが変更されています。
在宅支援の届け出があった利用者について、以下の対応をお願いいたします。
○モニタリング時における、在宅支援に関する評価の実施。
○在宅支援の評価をモニタリング報告書に記載。
○新規にサービスを利用するかたが在宅支援を希望する場合は、在宅支援も含めてサービス等利用計画案を作成。
詳細につきましては、豊島区ホームページをご確認ください。
豊島区トップページ＞障害者福祉＞障害者総合支援法＞就労移行支援および就労継続支援事業の在宅における支援について（令和5年7月1日更新）

15) 休職中の障害福祉サービス利用（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等）

休職中のかたが障害福祉サービス（就労移行支援等）の利用を希望しているが、何か提出するものはあるか。

これまで就労中の方が休職中に障害福祉サービスを利用する場合、利用条件を口頭にて豊島区が確認し、支給決定をしておりましたが、令和6年4月2日より、支給決定にあたり利用希望者の方による文書の提出（雇用先企業資料、主治医資料、相談支援事業所資料）が必要となりました。
上記相談があった際は、地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを、サービス等利用計画案に記載し提出をお願いいたします。
詳細につきましては、豊島区ホームページをご確認ください。
豊島区トップページ＞障害者福祉＞障害者総合支援法＞休職中の方の障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業、自立訓練等）の利用について

16) 重要事項説明書
における苦情窓口

豊島区民が利用する場合、自治体の苦情窓口はどこにすればよい。

豊島区民が利用される場合、自治体の苦情窓口については、受給者証を発行しているグループと、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」のご案内をお願いいたします。

6. 給付グループからのおねがい

請求から支払いまでをスムーズに行うためのお願いです。・

国保連から送られてくる請求情報の審査エラー(確認をしなければ請求が認められないもの)で多いものは主に以下の2つです。

①モニタリング関連・

モニタリング報告書が提出されていない、モニタリング対象月外など

➡モニタリングを実施したら、請求までにはモニタリング報告書を提出してください。

➡モニタリング実施月にモニタリングできない場合には、事前にワーカーへご相談ください。

②初回加算算定誤り

障害福祉サービス受給者証(児は通所受給者証)に記載されている支給決定期間(児は給付決定期間)の「開始年月」以外の請求など

➡(者)障害福祉サービス受給者証の支給決定期間の確認をしてください。

➡(児)通所受給者証の給付決定期間の確認をしてください。

なお、上記審査データの市区町村における確認期間は約3日程度しかなく、確認が取れない場合は請求不可(返戻)となり、翌月以降に再請求していただくこととなります。

重ねてのお願いとなりますが、スムーズな支払事務運営にご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

豊島区 福祉部 障害福祉課 給付グループ

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 区役所本庁舎4階

TEL 03-3981-1963(直通)